備品リスト・備品レイアウト図の分類について

下記の分類に従って業務を遂行すること。

(1) リース
リース物品の手配から設置までを行う。

(2) 製作
対象の製作(加工を含む)から設置までを行う。
例）仮設スロープの造作
例）飛沫防止透明シートの造作
例）看板の製作及び設置
例）引継物品のプラカードの板面を貼り換え、所定の場所に配置する

(3) 作業
(1)及び(2)に該当せず、別途必要な作業。
例）トイレメンテナンス
例）会場保守管理
例）運営備品運搬

(4) 既存
競技会場の備品や事務局が支給する物品の設置のみを行う。
例）会場備品のパイプイスを倉庫から持ち出してフロア内に設置する
例）室内の机・イスをレイアウト変更する
例）事務局が支給する協賛企業横断幕を所定の場所に取りつける

(5) 空欄
業務対象外とする。ただし、設営場所に当該物品があることを想定し、置き場所や取り合い等を考慮して作業にあたること。
例）室内既存什器をレイアウト変更せず、そのまま利用する場合
例）別事業者、競技主幹団体、事務局等が対応にあたる場合